

民生委員・児童委員とは

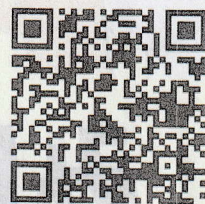
「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、**地域福祉の担い手**として全国で**約23万人**が活動しています（非常勤の地方公務員にあたります）。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。

また、児童福祉法に定められた**児童委員を兼ね**ており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっており、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する**主任児童委員**に指名されます。

※主任児童委員の“主任”は職位ではなく、主になって任務を受け持つという意味です。

民生委員・児童委員活動を
紹介した動画はこちら



よくある質問にお答えします！

Q1 資格は必要ですか？

A 資格や専門知識は**不要**です。

Q3 守らなければならないルールはありますか？

A 住民の個別の相談に応じるために、**守秘義務**が課せられています。

Q5 ひとりでの活動が不安なのですが大丈夫でしょうか？

A それぞれの地域において、すべての民生委員・児童委員が民生委員児童委員協議会に所属し、**多くの仲間とともに協力しながら活動**しています。

*地域活動に慣れていなくても安心して活動できます。

Q2 報酬・経費はありますか？

A 民生委員・児童委員は**無報酬**ですが、活動に**必要な費用**（電話代や交通費など）の一部は支弁されます。

Q4 働きながら活動はできますか？

A **働きながらや子育てをしながら活動**されている民生委員・児童委員も多くいます。

*行政や民生委員児童委員協議会が個々の委員の活動をサポートしています。

Q6 任期は何年ですか？

A 任期は**3年**です。**3年おきに全国で一斉改選**が行われます。

（一斉改選時期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。）

民生委員・児童委員について詳しく知りたい方は、「全民児連」HPをご参照ください

全民児連

検索